

第 13 回協議会資料

1. 第 12 回協議会の結果	1
2. B 区間の現状について	2
3. 今後の進め方	4
(1) 自然再生協議会全体スケジュール	4
(2) 第 14 回協議会の進め方（案）	4
4. 参考資料	5
・引堤した場合の自然再生イメージ	5

平成 19 年 3 月 24 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第 12 回協議会の結果

(1) 日時

平成 18 年 11 月 11 日（土） 14：00～16：00

(2) 会場

かすみがうら市多目的会館

(3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第 11 回協議会の結果
- (3) A 区間実施計画書（修正案）について
- (4) 今後の進め方
 - ・ 自然再生協議会全体スケジュール
 - ・ 第 13 回協議会の進め方（案）
- (5) 閉会

(4) 議事要旨

- 1. A 区間実施計画書（修正案）について
 - ・ 植生等の管理方針を示したマニュアルを、専門家の協力のもと、今後作成する必要がある。
 - ・ P21 作業の概要 エ）で書かれている「観察路」は、人が踏み固めてできた小道程度の簡単な通路であり、木道等の導入は行わない。
 - ・ P21 事業の概要の 4 つ目の項目の「他区間の計画立案に」という表現について、A 区間も今後継続して手を入れていくという意味を込めて「今後の計画立案に」に修正する。
 - ・ A 区間実施計画書（修正案）を協議会として了承する。ただし、文章、語句等の修正意見があれば、10 日間程度事務局で受け付ける。
- 2. 今後の進め方
 - ・ 次回協議会では、B 区間の実施計画案を国土交通省が協議会に提示し、内容の協議を行う。
 - ・ 事務局は、引堤の先行事例である宍道湖の資料を次回協議会に提示する。

(5) 参加者

◆協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		4 名	
公募委員	団体	2 名	13 名
	個人	11 名	
地方公共団体	茨城県	6 名	8 名
	土浦市	1 名	
	かすみがうら市	1 名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1 名	2 名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1 名	
		27 名	

◆その他

所属等		参加人数
傍聴者	一般、マスコミ	4 名



第 12 回協議会の協議風景

2. B区間の現状について

(1) 現状

- ・治水のための湖岸堤整備が完了している。
- ・堤内地側には、約3haの官有地があり、かつて浚渫土の仮置ヤードとして利用されていた。

○B区間位置図



○B区間現況写真 (写真は、平成16年5月25日撮影、撮影位置は上図参照)



① 浚渫処理ヤード前面の植生帯 (南側より)



② 浚渫処理ヤード前面の植生帯 (北側より)

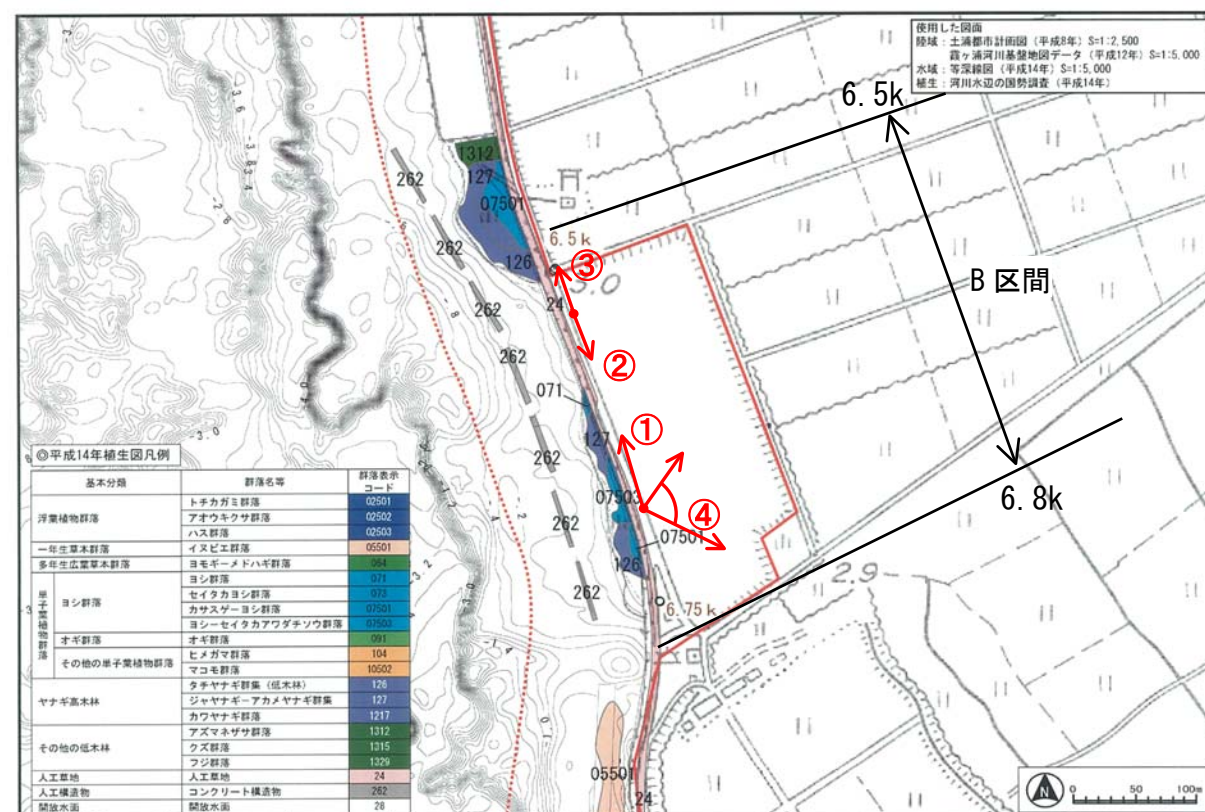


③ A区間とB区間の間の植生帯



④ 浚渫処理ヤード全景 (南側より)

○B区間現況図



(2) B区間の事業内容のアイデア

(事業内容に関するアンケート回答【第9回協議会資料より抜粋】)

B区間の事業内容についての回答

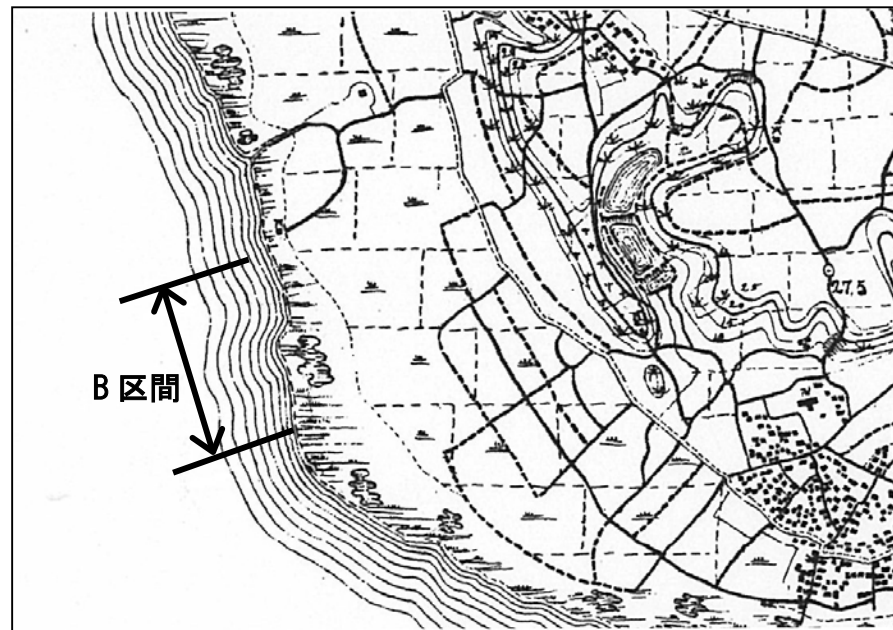
- ・田村池の浚渫土を除去し、湖水を入れて「内湖」のような水場を創る。
- ・霞ヶ浦固有の沈水植物群落のセーフサイトとして活用する。
- ・土壌シードバンクから再生させた水生植物を維持できる場所を確保する。
- ・現在の堤防に水門を設けて湖水の流入を制限し、雨水等で涵養、透明度の高い水を維持する。
- ・矢板や消波工は、水辺空間が湖内と連続性を保つようにする。

※アンケート回答の原文は参考資料を参照。

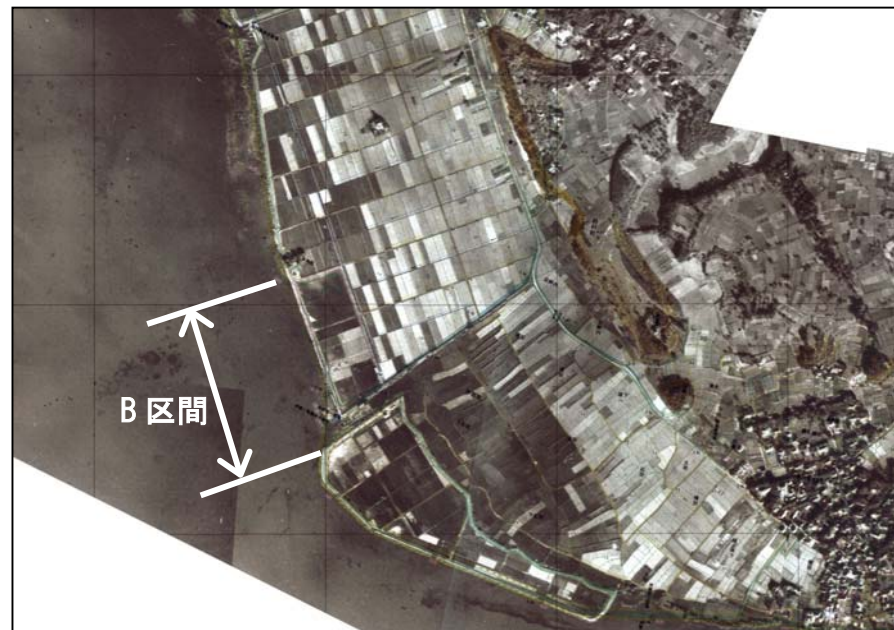
(3) 事業の方向性

- ・霞ヶ浦と連続した水辺空間の創出として事業を行うのか、あるいは霞ヶ浦とは不連続となる水辺空間の創出として事業を行うのか、事業の方向性を協議会で協議。

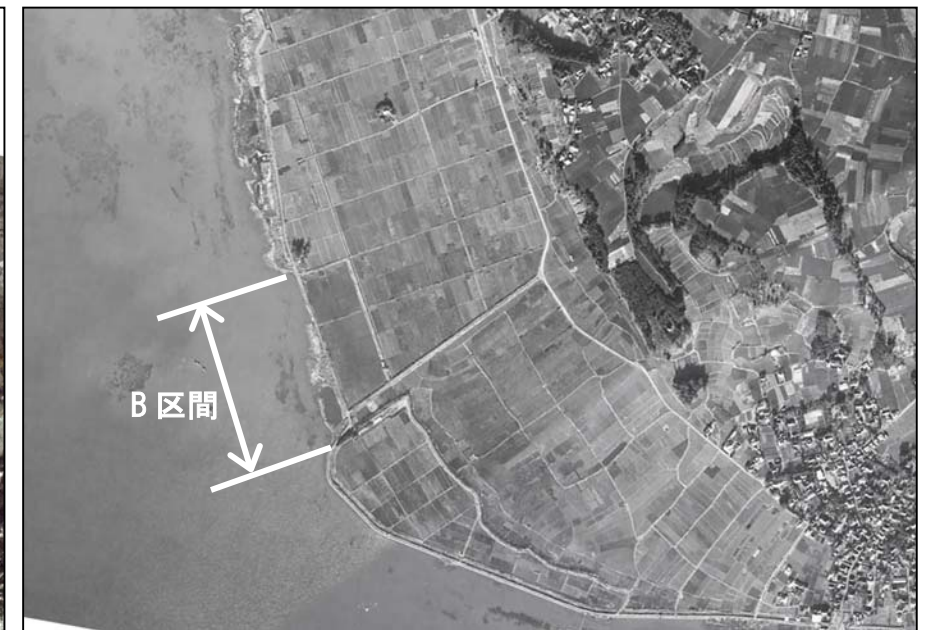
○B区間迅速図及び空中写真



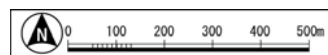
1883 年 (M16 年) 測量



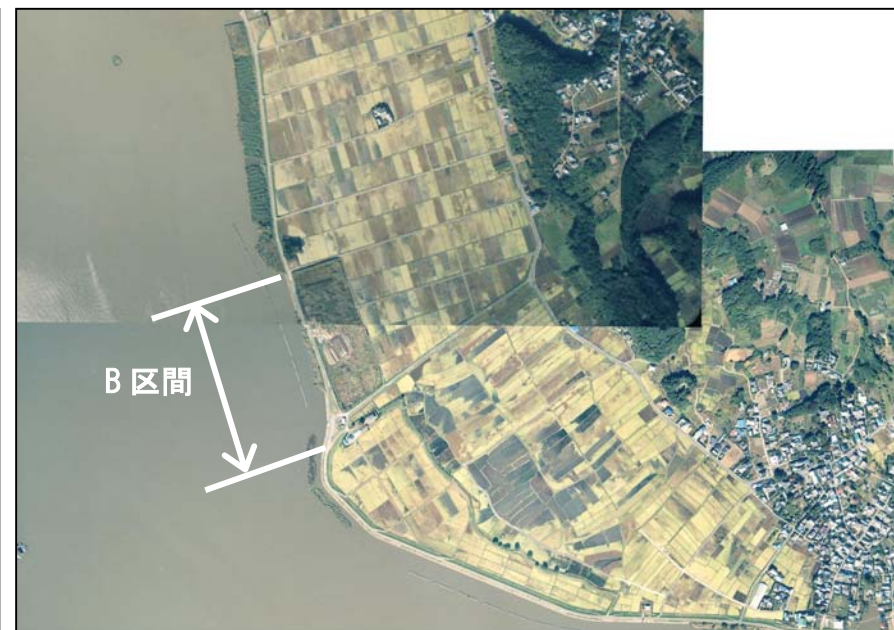
1947 年 (S22 年) 撮影



1968 年 (S43 年) 撮影



1974 年 (S49 年) 撮影



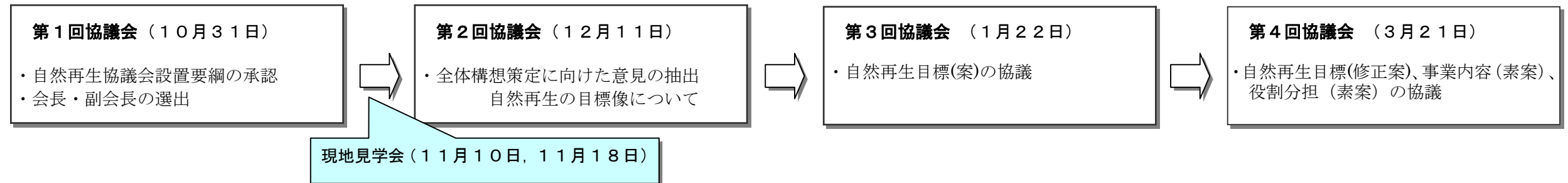
2003 年 (H15 年) 撮影

B区間と周辺の変遷 1883 年～2003 年 (M16 年～H15 年)
空中写真、迅速図

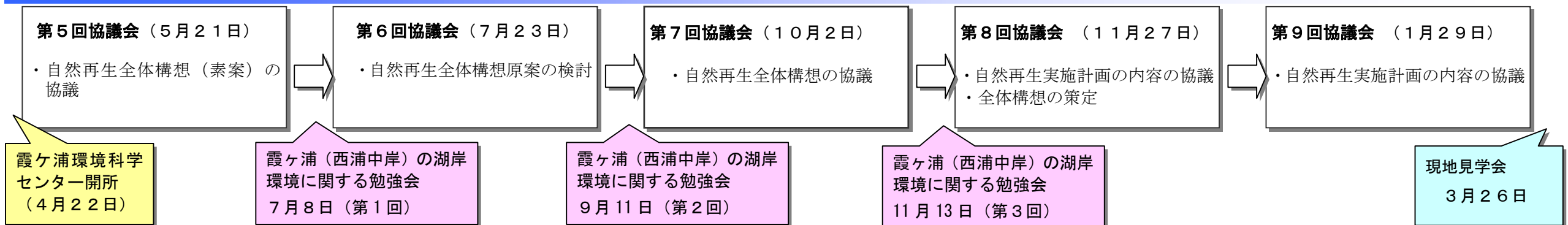
3. 今後の進め方

(1) 自然再生協議会全体スケジュール

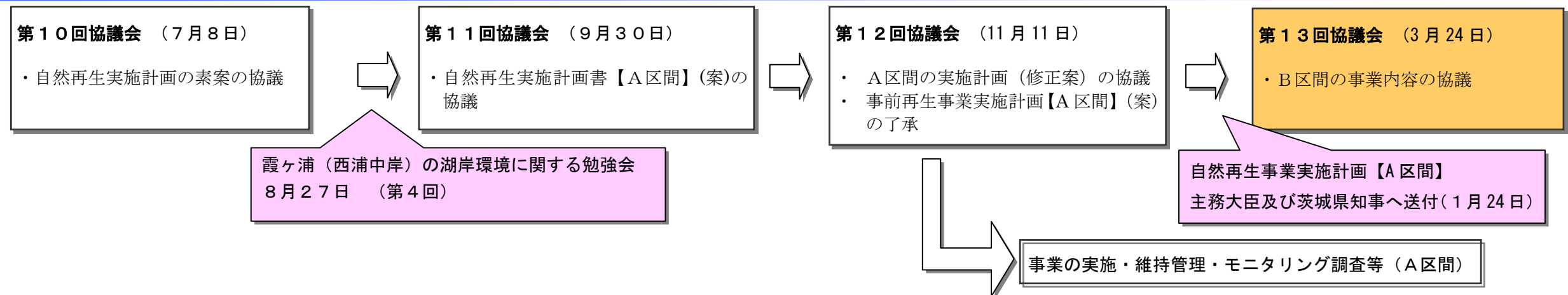
平成16年度



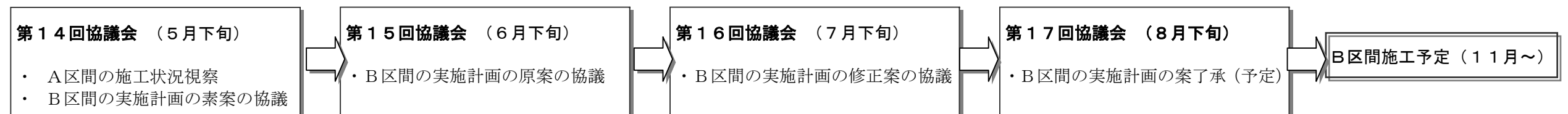
平成17年度



平成18年度



平成19年度



(2) 第14回協議会の進め方（案）

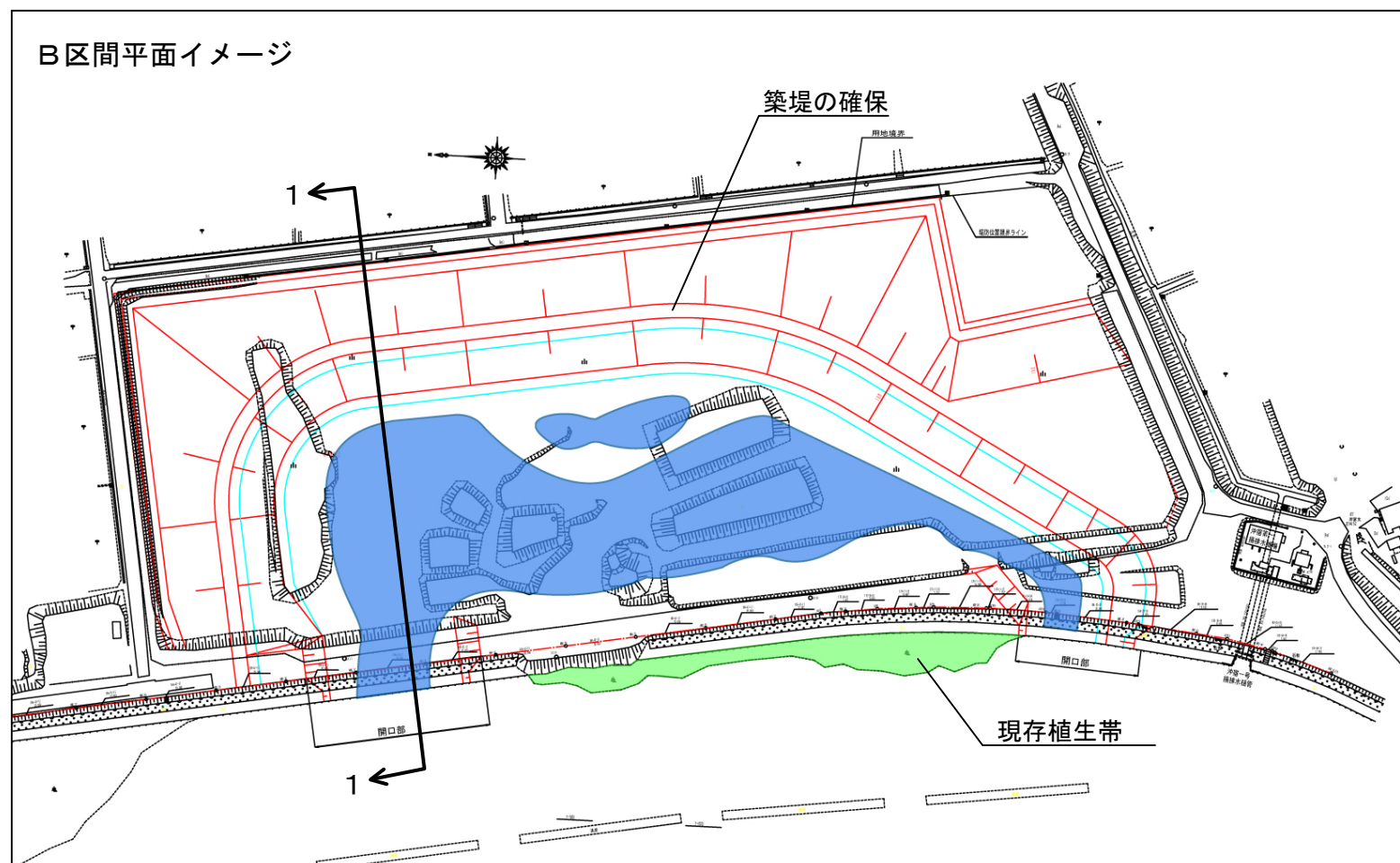
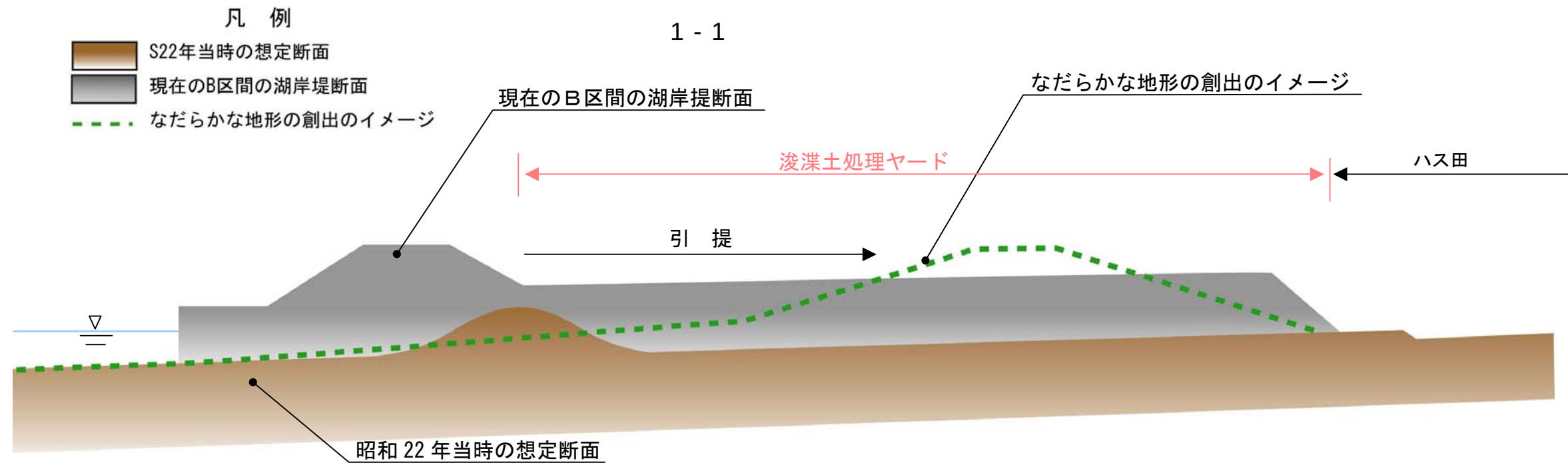
○B区間の実施計画の国土交通省が提示する原案について、協議する。

○A区間の施工状況視察

4. 參考資料

・引堤した場合の自然再生イメージ

OB区間の自然再生イメージ



○引き堤する場合の条件

- ・築堤の確保（背後地の地盤が軟弱なため、緩やかなのり面勾配をもつ堤防となる。

○ 事業内容案

- ①既存の植生帯を保全する。（消波施設の撤去の有無）
- ②湖内と連続した水辺空間を創出する。（消波施設の撤去の有無）
- ③湿地の再生
- ④シードバンクから再生させた水生植物（沈水植物含む）の確保
- ⑤環境学習の場の確保
- ⑥環境管理（植生管理、ゴミ拾い活動等）